

『御製本草品彙精要』編纂の終幕

——太医院医官に対する弾劾訴追との関わりを中心に——

土屋 悠子

中央大学大学院文学研究科／中央大学人文科学研究所／北里大学東洋医学総合研究所 医史学研究部

本発表で論じる『御製本草品彙精要』は、明朝の弘治年間に編纂された勅撰官修薬典で、皇帝に進呈された原本である。その抄本に関しては已に多くの伝承本研究があり、それらは一般的に『本草品彙精要』と題されている。「御製」が冠せられている原本は複雑な伝承経緯により、現在は杏雨書屋に収蔵されているが、その編纂過程についてはこれまで詳しい研究が行われてこなかった。そこで筆者は、勅撰官修薬典というこの薬典の性格に注目し、明朝において『御製本草品彙精要』の編纂がどのように立案・執行されるに至ったかの政策決定のプロセスを検討した(拙稿、『御製本草品彙精要』編纂の序幕—『孝宗実録』弘治16年8月9日の条をめぐる—。日本医史学雑誌2014;60(1)掲載予定)。その結果、明朝における薬典編纂事業は、太医院という中央医療行政組織が編纂の責務を負っていたことが明らかとなった。これは、翰林医書局が機能していた宋代とは全く形式が異なる編纂事業であった。また、その編纂責務者の決定は、内閣という皇帝の輔政組織が大きな発言力を有していたことが判明した。この政策決定に係る議論においては、最終的には翰林院と太医院という官庁の関係性を考慮しながら、内閣の判断が皇帝に採用されたのであった。その結果、この薬典編纂事業は司設監太監張瑜を総督とし、47名の太医院医官・医士を中心とする編纂官によって開始されることとなったのである。

こうして明朝唯一の勅撰官修薬典として成った『御製本草品彙精要』は、弘治18年(1505)3月3日に表が上せられて弘治帝に進呈された。当然のことながらこの薬典の完成により、編纂の総督と総裁を担当した責任者に陞進の恩典が与えられた。ところがその2ヶ月後に思わぬ転変が生じた。弘治帝が俄に不豫(病氣)を発して倒れ、そのまま大漸(危篤)に陥り、5月7日にわずか36歳にしてその命運を閉じたのである。その8日後、弘治帝の治病を担当した太医院院判の劉文泰などの医官が、錦衣衛の獄に下された。皇帝の治病責任を問う弾劾事件が起こったのである。これらの医官は、『御製本草品彙精要』の編纂官でもあった。

10日間に亘る審議の後、新帝正徳帝によって罪状と罪刑が下された。司設監太監張瑜と太医院院使劉文泰、及び御医高廷和に対しては、①弘治帝の命令によって諸丸剤を民間給付する政務において、市薬と偽って私服を肥やしていたこと、②完成した『御製本草品彙精要』の表文において太医院主管でない劉文泰が奏啓者であったこと、の2点を根拠として、斬刑(死刑)という極めて重い刑が科せられた。直前に治病に関与した右通政施欽、院使方叔和は職が革められて謹慎となり、冠帯医士の徐昊は医士資格剥奪の上、医籍を削られて民籍に改められた。治病には関与してはいないが、太医院の重責を担う右通政の王玉・院判の王榮・張綸・錢鈍・李宗周は、それぞれ降二級として降格の憂き目に遇うことになった。通政使司右参議の丘鈺は、賄賂を受け取ったことが明らかとなったため、除籍・罷免となった。そしてこの罪刑審議の際、『御製本草品彙精要』がその罪刑決議を左右する証拠材料として挙げられたのであった。

『御製本草品彙精要』の編纂は、弘治帝の死によって、太医院医官に対する弾劾訴追を誘因してしまうという終幕を迎えた。しかしながら、『御製本草品彙精要』の編纂を進めたのは、実際は弾劾処断を受けた高位高官の地位にはない、医士や儒士たちであった。そのため、この薬典はこうした弾劾事件の結末とは関係なく宮中に秘蔵され、歴代皇帝の御覧を俟つこととなったのである。